

公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果について (概要)

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、滋賀県公立大学法人評価委員会は、滋賀県立大学の中期計画(平成24年度～29年度)のうち平成24年度業務運営の実績等について、厳正に評価を行った。

1 項目別評価の結果概要について

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項あり
大学の教育研究等の質向上			◎		
大学経営の改善			◎		

2 全体評価の結果概要について

(1) 特筆すべき事項

①国際コミュニケーション学科の開設 【図1】

交換留学先の大幅な増加、国際化推進室の設置、研究の国際交流の活発化など、国際コミュニケーション学科の設置を契機として国際化の機運が芽生えつつある。

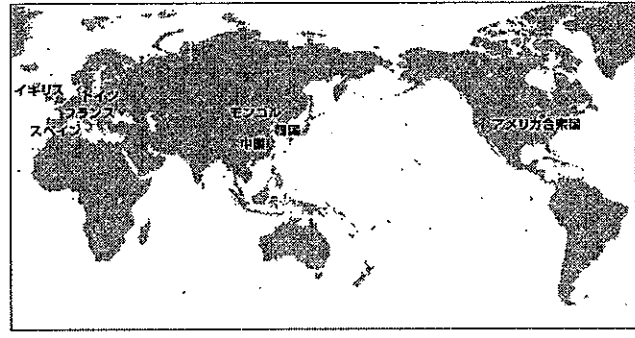
②研究の活性化 【図2】

科学研究費補助金の申請の原則義務化、研究計画書のレビュー体制の強化などの取組により、科学研究費補助金の新規採択率が公立大学の平均を上回るなど研究の活性化につながった。

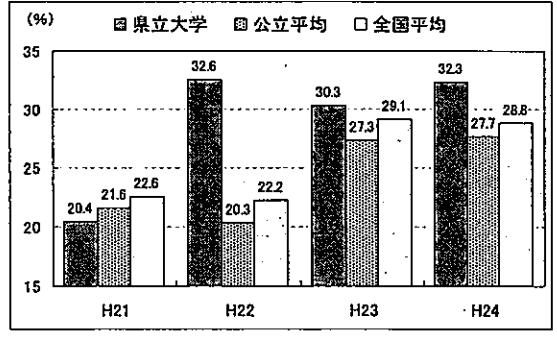
③自治体・地域との連携強化

新たに2市と連携・協力協定を締結し、首長との定期的な意見交換の場を設けるほか、総務省の域学連携地域づくり実証研究事業に取り組むなど、自治体や地域との連携を一層強化した。

【図1】 交換留学先



【図2】 科学研究費補助金採択率 (新規採択分)



(2) 今後の取組を期待する事項および課題となる事項

①教育の質保証・向上

授業科目ごとの「学習到達目標」および「成績評価基準」を明確化する取組が行われている。大学院での取組にやや遅れが見られるが、教育の質保証に関する重要課題であるので重点的に取り組むこと。

②全学的な国際化の推進

国際コミュニケーション学科の開設により国際化への機運が芽生えつつあるが、この機運が全学へ波及効果が及んでいくような取組を実施すること。

③外部有識者の活用

役員会、経営協議会、教育研究評議会に登用している外部有識者について、今後も引き続きその意見を大学経営に取り入れられるよう、積極的な取組を行うこと。